

Q&A 水田畑地化対策

H23.10.5更新

◎事業内容

Q. 水田畑地化対策の目的は何か。

A. 排水対策等、転作水田の生産条件を改良し、質の高い畑作経営による農業生産額の拡大を図るものです。

米の価格低迷や生産調整の拡大により、米だけに依存しない農業経営を目指し、米以外の収益性の高い作物の生産に積極的に取り組む必要があります。

この対策では、転作田での「大豆」、「そば」や「園芸作物」等の畑作物に応じた基盤づくりに向け、排水対策、土づくり、地下かんがいなどの土地基盤整備やハウス等の施設整備、排水対策機材の導入を支援し、水田の有効活用とバランスのとれた経営環境の確立を目指します。さらに、関係機関が連携し、土地利用計画の策定や高収量・高品質を確保する栽培技術の指導・助言、畑作物の流通・消費拡大に向けた助言等の総合的な支援を行なうことにより、畑作物産地の創出・拡大を推進して参ります。

Q. 水田畑地化対策にはどんな支援制度があるのか。

A. 整備する規模や内容によって、以下の3つの支援制度があります。

1. 水田畑地化基盤強化対策事業（国庫補助活用）

転作田で転作物の収量増加、品質の向上を図るため、暗渠排水等の排水対策の強化を行う事業

- (1) 転作畑対策事業：固定した転作田での転作営農を支援
- (2) 田畑輪換対策事業：水田ブロックローテーションでの転作営農を支援

2. 小規模畑地化整備支援事業（県単独補助）

小規模な面積のほ場の排水対策と併せ、園芸作物への転換に向けた生産機械、ハウス施設等の導入を支援する事業

- (1) 小規模産地形成型：小規模な面積の排水対策及び園芸作物等への転換を支援
- (2) 小規模産地育成型：畑地化事業を実施したほ場での園芸作物等への転換を支援

3. 水田畑地化機材導入支援事業（県単独補助）

比較的排水が良いほ場で、独自に取り組む生産条件の改良を行なう場合に貸出する排水対策機材（溝堀機等）の購入に対する支援事業

Q. 支援制度でどんなことができるのか。

A. 転作田での、質の高い畑作物の生産と収量の増を可能とするため、主に3つの対策ができます。

**(1) 土地基盤整備：暗渠排水や客土等の農地条件の改良
(水田畑地化基盤強化対策事業、小規模畑地化整備支援事業)**

工 種	工 事 内 容	水田畑地化基盤強化対策事業		小規模畑地化整備支援事業	
		転作畑対策	田畑輪換対策	産地形成型	産地育成型
基盤造成	地表面排除を迅速に行なうための基盤造成	○		○	
暗渠排水	水田の汎用性を増大させるための本暗渠	○	○	○	
心土破碎	耕土直下の不透水層のプラウ等による破壊	○		○	○
補助暗渠	モミガラ入りの弾丸暗渠等	○	○	○	
客土	作付け作物に応じた必要最低限の客土	○		○	
地下かんがい施設	注水施設、地下水位調整器等の設置	○	○	○	○
土壌改良	転作田として利用するために最低限必要な改良	○		○	○
交換分合	農用地等の交換分合	○		○	
用排水施設整備	水路目地補修、水路破損部の補修等	○	○	○	○
土層改良	除礫、深耕等			○	○

**(2) 生産基盤整備：園芸作物等の生産に必要な施設や農業機械の整備
(小規模畑地化整備支援事業)**

事業の内容	施設等区分
苗(木)の導入	果樹、野菜(宿根性のものに限る)、花き(球根、宿根性のものに限る)、花木の苗(木の導入、併せ行なう施設整備(支柱等、防風施設、防霜施設、鳥獣被害防止施設など)
農業用機械の導入	生産管理用機械(播種機、定植機、防除機、収穫機、結束機、選果機など) 土壌土層改良機(深耕ロータリー、プラウなど) 加工用機械(製粉機など)
ハウス整備	軽量鉄骨ハウス、パイプハウス、付帯施設(暖房機、除雪機、気象観測設備、養液栽培施設など)
環境保全型機械・施設整備	有機物供給施設、切返機、樹木粉碎機、堆肥散布機など
加工施設整備	建物、加工装置、予冷库など
促成施設整備	温室等施設、育苗ハウス、暖房機など

**(3) 排水対策機材等導入：農家や生産組織が自ら行う農地条件の改良に必要な機材の貸し出し体制の整備
(水田畑地化機材導入支援事業)**

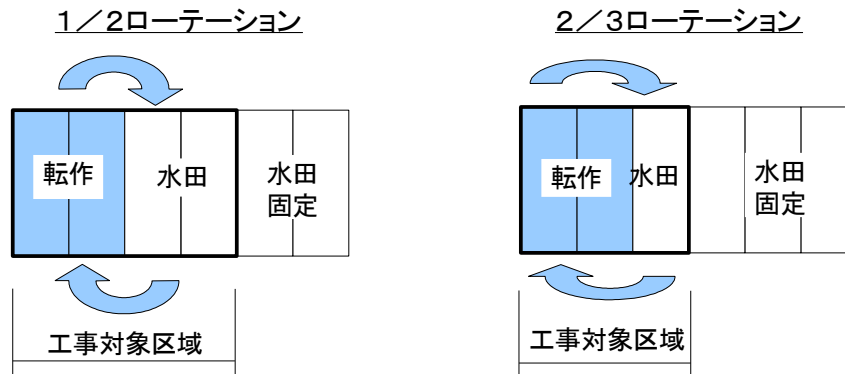
機材の種別	機材区分
排水対策機材	心土作溝土層改良機(プラソイラ)、心土破碎機(サブソイラ)、エアインジェクタ、溝掘機、プラウ、疎水材充填機、暗渠排水管洗浄機(高圧洗浄機)など
石礫除去機材	※水田畑地化事業実施済み、実施予定の地区に限る ストーンピッカー、ストーンクラッシャーなど

Q. ブロックローテーションとは何か。

A. 地区全体を数ブロックに区分し、転作団地を順次、移動させる集団転作の方法です。

水田ブロックローテーションは、地区内の水田を数ブロックに区分しそのブロックごとに集団的に転作及び移動を行い、数年間で地区内のブロックを循環する形態をいいます。

<ブロックローテーションの例>



Q. 補助暗渠はどのような効果が期待できるのか。

A. 地表水の早期排除や地下水位を下げる効果のほか、地下かんがい施設として均一にかんがいする効果が期待されます。

水田転換畑は、隣接する水田の影響を受けて地下水位が高い状態にあることから、作物の湿害が発生しやすい土地条件にあります。これまでに水田畑地化事業で補助暗渠を実施したほ場では、排水が大幅に改善したことで停滞水はほぼ見られず、農作物は健全な生育となっております。

また、排水機能が向上することで、降雨後の地下水低下時間が短くなり早期にほ場に入れることから、作業計画に合わせた適期作業が可能となったとの報告もあります。

Q. 地元（農家）の負担金はどれぐらいか。

A. 土地基盤整備の事業費について標準的な負担は下記のとおりです。

□概算事業費（排水対策10aあたり）

- ・暗渠排水工 246,000円（施工間隔10m, 疎水材+吸水管）
- ・補助暗渠工 71,000円（施工間隔2m, 疎水材）

計 317,000円

□地元負担金（概算）

(%)

面積	転作形式	区分	国	県	市町村	地元	地元負担金
20ha以上	転作畑固定	基盤強化 (県営)	50	35	15	0	0
	ブロックローテーション		50	32.5	12.5	5	15,850円/10a
5ha以上 20ha未満	転作畑固定	基盤強化 (団体営)	50	30	20	0	0
	ブロックローテーション		50	25	20	5	15,850円/10a
5ha未満	—	小規模	—	60	40		126,800円/10a

※市町村の負担率は、地元と市町村で協議が必要となります。

※中山間地域の場合は国55%であり県・市町村の負担率が変動します。（地元負担は変動なし）

◎事業の要件

Q. 農家1戸でも事業実施主体として支援制度を活用できるのか。

A. 農家1戸では支援制度の活用はできません。事業種別ごとの実施主体は以下のとおりとなっております。

事業種別	実施主体	
水田畑地化基盤強化対策事業	県営	県
	団体営	市町村、土地改良区、農業協同組合、土地改良区連合、農地保有合理化法人、土地改良法第95条第1項の規定による数人協同施行者
小規模畑地化整備支援事業	産地形成	市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人、農業者団体（農業者3戸以上もしくは認定農業者2戸以上）
	産地育成	市町村、農業協同組合、農業法人、農業者団体（農業者3戸以上もしくは認定農業者2戸以上）
水田畑地化機材導入支援事業	やまがた農業支援センター、土地改良区、農業協同組合、3戸以上の農業者で組織する団体	

Q. 10～20aの小区画ほ場でも支援制度の対象となるか。また、個人で整備した水田は。

A. 作付け計画や団地化要件が適正であれば、小区画のほ場や個人で整備した水田でも対象となりますので、窓口にご相談ください。

Q. 転作作物が果樹の場合、支援制度の対象となるか。また、わらび、うど等の山菜は。

A. どちらも支援制度の対象となります。永久転作として果樹を導入する場合は、樹園地造成に必要な客土も対象となります。

支援制度ごとの対象作物（山菜は野菜として取扱う）

制度名	対象作物	
水田畑地化基盤強化対策事業	転作畑対策事業	土地利用型作物（大豆・麦・そば・飼料作物）園芸作物（野菜・果樹・花卉・花木等） 稲発酵粗飼料（稲ホイルクroppサイレージ、稲もみソフトグレインサイレージ）
	田畑輪換対策事業	土地利用型作物（大豆・麦・そば・飼料作物） 園芸作物（野菜・花卉等）
小規模畑地化整備支援事業	小規模産地形成	土地利用型作物（大豆・麦・そば・飼料作物） 園芸作物（野菜・果樹・花卉・花木等）
	小規模産地育成	地域で定める振興作物で園芸品目 （一部土地利用型作物も可能）

Q. 水田畑地化事業で整備したほ場は、畑として取り扱うことになるのか。

A. 事業で整備したほ場については、基本的に水田として取り扱います。ただし、果樹等への永久転換畑として整備する場合は、最寄の農業委員会等にご相談ください。

Q. 既存の畑の整備も支援制度の対象となるのか。

A. 既存の畑は対象となりません。本対策は転作田での畑作物栽培を支援するものです。

Q. 水田畑地化事業で整備したほ場では、ずっと転作営農をしなければならないか。

A. 事業要件にあるように、固定畑の場合は、工事完了後作付け開始から8年のうち5年間の畑作、ブロックローテーションの場合でも、最低8年間は畑作のローテーションを守ってもらうことが必要です。その後も、転作営農を続けることが原則ですが、状況の変化（戸別経営の見直しや地域の転作計画の変更等）に応じて、稲の作付けも可能となります。

本事業は、転作田での畑作物栽培に対応した排水対策等により、転作営農の生産性向上さらには畑作物の産地づくりを推進することを目的としていることから、事業完了後は継続した畑作物栽培を基本としております。

◎手続き等

Q. 支援制度を活用するためにはどんな手続き（準備）が必要か。

A. 具体的な支援制度の活用にあたっての準備として、事業実施区域で、誰が何を作付し、どのような営農展開を目指すか、関係者の合意形成を図る必要があります。なお、補助事業実施要領、補助金交付要綱に基づく、事務手続きが必要となりますが、この手続きについては、市町村、県の担当者が指導にあたります。

Q. どこに相談すればいいのか。

A. 県は、総合支庁農業振興課、農村計画課、市町村は各農林担当課にご相談願います。なお、畑地化パンフレットにも県の連絡先が掲載されていますのでご連絡ください。

◎その他

Q. 畑地化した場合は水を使用しないことから、水利費を軽減できないか。

A. 基本的には各土地改良区で判断すべき課題ですが、畑作営農においてもかんがい用水は不可欠であることなどから、水利費を軽減することは不適當と考えております。